

健生難発 0617 第 2 号
令和 6 年 6 月 17 日

各 { 都道府県衛生主管部（局）長 }
 { 指定都市衛生主管部（局）長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
（ 公 印 省 略 ）

難病の患者に対する医療等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領の一部改正について

「指定医の指定について」（平成 26 年 11 月 21 日健疾発 1121 第 1 号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）の別紙「難病の患者に対する医療等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領」について、別添新旧対照表のとおり改め、令和 6 年 6 月 17 日から適用することとしたので、貴職におかれても、御了知の上、実施に遺漏のなきよう配意されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。